

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案【中小企業成長促進法案】の概要

1. 背景

- 2025年までに平均引退年齢（70歳）を超える中小企業経営者は約245万人と見込まれ、うち約半数が後継者未定であり、放置すれば650万人の雇用と22兆円のGDPが失われる可能性がある。
- これまで、事業承継を促進するため、事業承継税制の創設・拡充、予算措置等、種々の支援を措置してきたが、状況の改善に向け支援の更なる拡充が必要である。

2. 法律の概要

事業承継の障壁となっているいわゆる経営者保証の解除に係る支援、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援、親族内承継に対する支援体制の整備、その他所要の措置を講ずる。

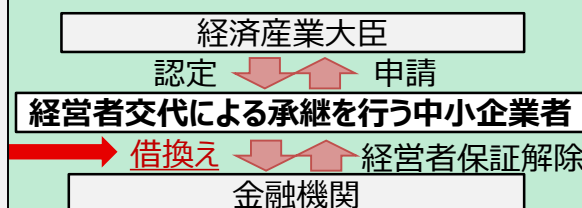
3. 措置事項の概要

（1）事業承継時の経営者保証解除【経営承継円滑化法改正】

- ・**経営者保証**の存在が経営承継の支障となっている事業者を大臣認定の対象とし、経営を承継するために必要な借換え資金に対して、**経営者保証を不要とする保証制度（経営承継借換え関連保証（仮称））を追加**

（既存の保証限度枠とは別に、特例として最大2.8億円を保証）

信用保証枠の追加



（2）経営力向上企業における事業承継促進等【中小企業等経営強化法改正】

- ・経営力向上計画の手段として事業承継を行う者に対して、M&A資金等の調達に係る保証制度（経営力向上関連保証）について、**経営者保証を不要とする**
- ・経営革新計画・経営力向上計画への海外展開支援として、**日本公庫による外国関係法人等への直接融資**業務を措置
- ・**経営革新計画**に係る定義等の見直しにより、**異分野連携新事業分野開拓計画・特定研究開発等計画を包含**し、両計画を廃止 ※併せて、附則にて、ものづくり高度化法を廃止する。

（3）地域経済を牽引する企業における事業承継の促進等【地域未来投資促進法改正】

- ・地域経済牽引事業の手段に事業承継を追加し、M&A資金等の調達に係る保証制度（地域経済牽引事業関連保証）について、**経営者保証を不要とする**
- ・地域経済牽引事業計画への海外展開支援として、**日本公庫による外国関係法人等への直接融資**及び**現地金融機関からの借入に対する債務保証**業務を措置
- ・中小企業者要件を満たさなくなった事業者に対し、計画期間中は**中小企業者とみなし**、同計画による**中小企業向け支援（法律上の特例等）を継続** ＜中小企業からの「卒業」支援＞

※併せて、附則にて、地域資源法を廃止する。 ＜（2）と合計で8計画→5計画に整理統合＞

- ・併せて、事業承継等の支援体制の整備を図るため、認定支援機関の業務に以下を追加。

①「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者等個人の**保証債務整理支援**

②**親族内承継支援**

- ・上記の改正と合わせて必要な措置を講ずるため、**【独立行政法人中小企業基盤整備機構法】**を一部改正。